民間団体・企業等との包括連携協定

資料5－1

Scenic Byway HOKKAIDO

民間企業との包括連携協定

シーニックバイウェイ北海道は、競争力のある美しく個性的な北海道を実現していくことを目的として、民間団体・企業等と、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクレーション資源等地域資源を最大限活用し、双方の資源を有効活用した効果的連携活動として、連携に関する包括協定制度を平成２４年度より開始しました。

平成２４年１２月１日
株式会社トヨタレンタリース札幌、㈱グランビスタホテル&リゾート札幌グランドホテル、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、Follow Me Japan.Pte.Ltd.との包括連携協定が締結される。

平成２５年６月２４日
株式会社デンソーセールス北海道支社、株式会社阿寒グランドホテルとの包括連携協定が締結される。

平成29年10月２４日
株式会社北海道日本ハムファイターズとの包括連携協定が締結される。

民間企業

(株)トヨタレンタリース札幌
(株)グランビスタホテル&リゾート札幌グランドホテル
北海道コカ・コーラボトリング(株)
Follow Me Japan Pte.Ltd.
(株) デンソーセールス北海道支社
(株) 阿寒グランドホテル

連携・協働による資源の有効活用

シーニックバイウェイ北海道

- 景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活用した取組
- 地域の住民、NPO、企業、行政等多様な主体が一体となった体制
- 全国的なネットワーク（日本風景街道）
- 官民による協議会及び学識者により組織されるルート審査委員会

【連携協定の項目】

- シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
- シーニックバイウェイ北海道の広報・啓発に関わる取組
- シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
- その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組

競争力のある美しく個性的な北海道

民間団体・企業等との包括連携協定

Scenic Byway HOKKAIDO

➢平成24年12月1日、協定締結

トヨタレンタリース札幌

札幌グランドホテル

Follow Me Japan．Pte． Ltd．

北海道コカ・コーラボトリング

➢平成25年6月24日、協定締結

デンソーセールス北海道支社

鶴雅グループ阿寒グランドホテル

➢平成29年10月24日、協定締結

北海道日本ハムファイターズ

民間団体・企業等との包括連携協定締結までの流れ

Scenic Byway HOKKAIDO

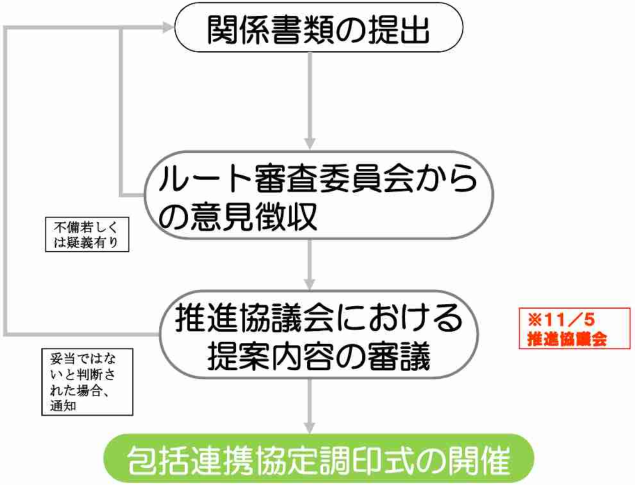

様式１「シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する提案シート」

提案民間団体・企業等	＜住　　　所＞ 札幌市中央区北５条西 5-2-5 ＜名　　　称＞ 一般社団法人 北海道信用金庫協会 ＜代表者氏名＞ 会長　増田 雅俊
連絡責任者	（役　職）事務局長 （氏　名）永井　美佳
責任者所在地	札幌市中央区北５条西 5-2-5
電話番号	011-221-3273　｜　ＦＡＸ番号　｜　011-221-2414
E-mail アドレス	hsk001@lake.ocn.ne.jp

提案の種類① （複数選択可）	☑　①シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
	☑　②シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
	☑　③シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
	□　④その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組
提案の種類② （複数選択可）	☑　①美しい景観づくり
	☑　②活力ある地域づくり
	□　③魅力ある観光空間づくり
事業実施希望時期	平成３０年１１月５日
推薦団体等名	一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター
提案内容	１．シーニックバイウェイ北海道に関わる活動、シンポジウム等への参加 　各ルートで行われる活動（清掃、植栽など）や、シンポジウム等への道内各地域の信用金庫からの職員が参加し、活動支援を行う。 ２．シーニックバイウェイ北海道各ルートと連携した情報発信活動 　全道に広がる信用金庫のネットワークを活かした、広域的な情報発信活動を行う。 ３．シーニックバイウェイ北海道に関わる活動計画支援 　各ルートの活動へのビジネス目線でのアドバイスや、資金相談の窓口など、活動計画支援を行う。

※提出にあたっては、別紙の記載方法を参照してください。

様式２「ルート運営代表者会議または指定された支援組織からの推薦状及び事業連携等の実績」

提案民間団体・ 企業等	＜住　　　所＞ 札幌市中央区北５条西 5-2-5 ＜名　　　称＞ 一般社団法人 北海道信用金庫協会 ＜代表者氏名＞ 会長　増田 雅俊		
連絡責任者	（役　職）事務局長 （氏　名）永井　美佳		
責任者所在地	札幌市中央区北５条西 5-2-5		
電話番号	011-221-3273	ＦＡＸ番号	011-221-2414
E-mail アドレス	hsk001@lake.ocn.ne.jp		

推薦団体等	＜名　　　称＞ 一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター ＜代表者氏名＞ 理事　原　文宏

事業連携等の実績

連携期間	2005 年～
連携内容	2005 年：アメリカ本土シーニックバイウェイルート視察の役員派遣 （SBW 支援センター：視察のコーディネート） 2006 年：環境フォーラムへの資金提供 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2007 年：稚内空港植栽事業への職員派遣 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2008 年：ビジット宗谷シンポジウムへの運営支援と職員派遣 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2010 年：宗谷フットパス整備事業への職員派遣 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2012 年：映画「北のカナリアたち」ロケ地の観光資源プロジェクトへの委員派遣 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2014 年：宗谷 SBW しゃべり場への支店長派遣 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2015 年　スイス視察（スイス・モビリティと DMO 調査研究）および、 スイスの観光に学ぶシンポジウムへの資金提供と職員派遣 （SBW 支援センター：宗谷シーニックバイウェイとの共催） 2016 年　宗谷シーニックバイウェイ 10 周年記念講演会への支援 （SBW 支援センター：ルートコーディネーター連携） 2017 年　サイクルツーリズム事業検討会への職員派遣 （SBW 支援センター：宗谷シーニックバイウェイとの共催） 2018 年　TEPPEN-RIDO2018 への協賛（道北サイクルツーリズム） （SBW 支援センター：天塩川 SBW、宗谷 SBW と事業の共催）

※SBW：シーニックバイウェイ

上記、「提案民間団体・企業」については、これまで我々「推薦団体」との連携事業等を通じて、地域の活性化等に寄与してきました。よって、シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に資する団体として推薦いたします。

代表者名　一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター
代表理事　原　文宏　印

北海道の信用金庫

（2018 年版）

一般社団法人北海道信用金庫協会

道内信用金庫本店所在図

地元と ともに
信用金庫

札幌 ～ 根室445km/8時間
稚内340km/7時間
江差300km/4.5時間
北見290km/5.5時間
浦河180km/3.5時間

ヤフールート検索
（有料道路優先）

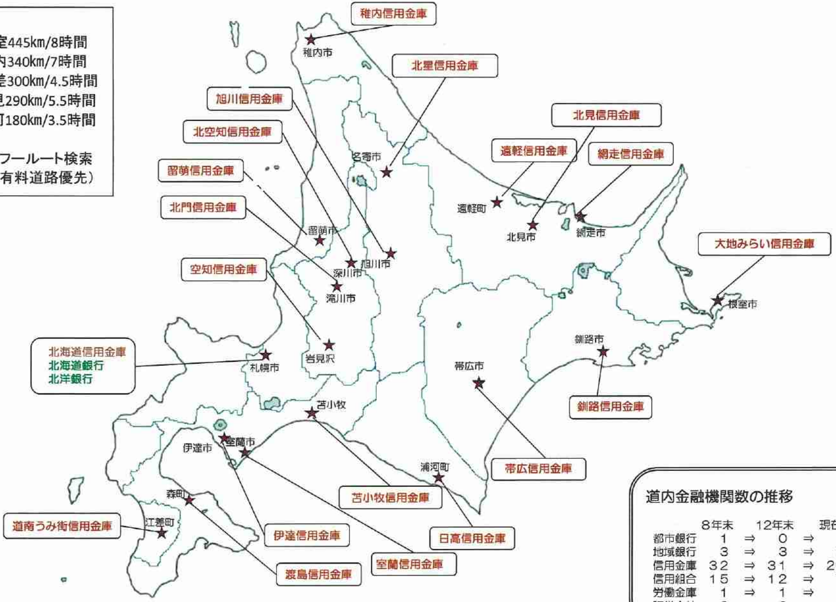

道内金融機関数の推移

	8年末		12年末		現在
都市銀行	1	⇒	0	⇒	0
地域銀行	3	⇒	3	⇒	2
信用金庫	32	⇒	31	⇒	20
信用組合	15	⇒	12	⇒	7
労働金庫	1	⇒	1	⇒	1
証券会社	3	⇒	2	⇒	2

北海道の信用金庫（計数は30年3月末）

地元と ともに
信用金庫

1．規　模・・・

①預金(NCD除く)…7兆23百億円（道内金融機関のシェア16%）
　北洋銀行…8兆31百億円（同18%）
　北海道銀行…4兆45百億円(同10%)

②貸出金…3兆14百億円（同15%）
　北洋銀行…5兆27百億円(同26%)
　北海道銀行…3兆1百億円(同15%)

資料：北海道財務局金融月報…道内総預金44兆円、貸出金等20兆円。
　　　各行デスクロジャー誌等

2．店　舗・・・

168市町村に508店を設置
北洋銀行は170店、北海道銀行は140店、両者合せて77市町村に設置。

3．職員数・・・

4,772人(北洋銀行3,032人、北海道銀行2,309人)

4．地方公共団体との関わり・・・

指定金融機関は、道内179（35市129町15村）のうち109（18市83町8村）で信用金庫を指定。
北洋銀行は34（16市18町)、北海道銀行は16（1市15町）が指定（農協等12町村、指定なし8町村)。

信用金庫と銀行

地元と ともに
信用金庫

比較項目	信用金庫	銀　行
根 拠 法	信用金庫法	銀行法
設立目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期すとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする	銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
組　　織	会員の出資による協同組織の非営利法人	株式会社組織の営利法人
営業地区	規制あり	なし
会員資格 （取引資格）	・地区内に住所又は居所を置く従業員300人以下又は資本金9億円以下の中小企業者又は個人 ・地区内で働く個人	制限なし
業務範囲	・預金の制限はない ・融資は原則として会員に限る	制限なし

信用金庫は、限られた地域を営業地盤とする**地域性**、中小企業を取引対象とした**中小企業専門性**、**協同組織性**の３つの特徴をあわせ持っている。

信用金庫の歴史（概観）

根拠

信用金庫は、昭和26年6月15日施行の『信用金庫法』に基づき誕生した中小企業や勤労者など、国民大衆を対象とする会員組織の金融機関である。

道内の動き

道内では、明治44年設立の現在の渡島信用金庫が最古の歴史を誇り、そのほか90年、百年を超える金庫が多数あり、最も歴史の浅い金庫でも信用金庫法施行前には設立されている。

信用金庫の由来　単独法として名称検討の際、「信用銀行」や「庶民銀行」など様々な意見がでたが、"「銀行」という名称は使わない"との結論になった。一方、当時の政府系金融機関は、「庶民金庫」「恩給金庫」「復興金融金庫」という名称で非営利性の金融機関として機能していたことから、「金庫」という語を名称の中に盛り込むこととなり、「信用金庫」という新名称が誕生した。

はじまり

- 無尽、頼母子講、二宮尊徳「報徳社」などに起源。
- 明治33年『産業組合法』成立。
  この前後には各地で信用組合が設立された。
- 大正6年『産業組合法』の一部が改正され「市街地信用組合制度」が設けられた。
- 昭和18年『市街地信用組合法』制定。
  産業組合から分離独立。

戦後

- 昭和24年『中小企業等協同組合法』制定。
  「市街地信用組合」は、「産業組合」、「商工協同組合」などとともにこの法律の管理下に。
- 昭和26年『信用金庫法』制定。
  『中小企業等協同組合法』に基づく信用組合は、信用金庫と信用組合に分かれ、監督も国と都道府県に分かれた（平成12年には国に一元化）。

地元と ともに
信用金庫

（参考）稚内しんきんにおける中小企業支援の取組

こころのかよう 稚内しんきん 金融機関コード：1021

インターネットバンキング
WEBバンキング　WEB-FB
WEBサービスご利用のお客さまへ
店舗ATM　金利
検索

商品・サービス　稚内しんきんについて　地域インフォメーション　地域の皆様と共に　採用情報

トップ ＞ 稚内しんきんの取組と方針 ＞ 地域密着型金融の取組み ＞ 平成30年度

平成30年度

地域密着型金融取組方針（平成30年度）

平成30年3月

当金庫は、創立以来「地域との共存共栄」を掲げる信条のもと、今後も地域や住民にとってなくてはならない「地元の金融機関」であり続けることを目的に、日常的・継続的な相談・支援および関係強化を図っておりますが、平成30年度は以下の項目に重点を置き、地域密着型金融推進に取組んで参ります。

1．顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

（1）ライフステージ等に応じた取引先企業の支援

① 創業・新事業開拓を目指す企業への支援

- 「みらい応援資金」およびビジネスサポート「飛躍」による支援
- 信用保証制度および制度融資による支援
- 地域・外部機関と連携による支援

② 成長段階における更なる飛躍が見込まれる企業への支援

- ビジネスマッチングを活用した販路拡大等の支援
- 不動産担保や第三者保証に依存しない融資による支援
- 認定経営革新等支援機関として、ものづくり・商業・サービス事業への取組支援

③ 経営改善が必要な企業への支援

- 債務者区分のランクアップ・ランクダウン防止への取組支援
- 経営改善指導強化先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、企業の自助努力を支援
- 企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し経営の安定化を支援

④ 事業再生や業種転換が必要な企業への支援

- 貸付条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生等を支援
- 必要に応じて中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携した取組支援

⑤ 事業承継が必要な企業への支援

- 外部機関と提携した個別相談やセミナーの開催

（2）コンサルティング機能の強化

- 取引先企業との日常的関係強化の継続
- 目利き能力、コンサルティング能力向上に向けた研修の実施や、外部セミナー等への職員の派遣
- 企業の定量情報や定性情報の分析力を高める研修、勉強会の実施

2．地域の面的再生への積極的な参画

- 地域経済の活性化を目的とした地域各種経済団体等と連携し、各種事業活動やセミナーの開催に積極的に参画
- 「てっぺん塾」等によるセミナー、意見交換会の実施により、次代を担う若手経営者の育成等に注力

3．地域や利用者に対する積極的な情報発信

- ホームページやディスクロージャー誌を利用し、地域や利用者に対して地域密着型金融に係る取組に関する情報を積極的に発信
- お客さまの声を把握するための調査の実施

以上

稚内しんきんの取組と方針

- 地域金融円滑化のための基本方針
- 地域金融円滑化に係る取組について
- 平成28年4月～平成29年3月
- 平成28年度
- 平成27年4月～平成28年3月
- 平成26年4月～平成27年3月
- 平成25年4月～平成26年3月
- 平成24年4月～平成25年3月
- 平成23年4月～平成24年3月
- 平成23年度～平成27年度
- 平成22年4月～平成23年3月
- 平成21年4月～平成22年3月
- 平成20年4月～平成21年3月
- 平成19年4月～平成20年3月
- 平成17年4月～平成19年3月
- 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」

お客さまの声を把握するための調査

- 平成29年度
- 平成29年度 お客さまの声を踏まえた取組み
- 平成28年度
- 平成28年度 お客さまの声を踏まえた取組み
- 平成27年度
- 平成27年度 お客さまの声を踏まえた取組み
- 平成26年度

一般社団法人 北海道信用金庫協会定款

施行　平成２４年４月１日

第１章　総　　則

（名　　称）
第 1 条　この法人は、一般社団法人北海道信用金庫協会（以下「協会」という。）と称する。

（事 務 所）
第 2 条　この協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　　的）
第 3 条　この協会は、北海道内信用金庫の健全な発展を図り、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

（事　　業）
第 4 条　この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 信用金庫制度及び業務に関する会員、関係官公庁等との連絡
(2) 信用金庫の発展及び信用金庫業務の改善に関する調査研究
(3) 関係官公庁その他との連携
(4) 会員相互の緊密なる連絡、提携を図るための共同事業
(5) 信用金庫役職員に対する教育研修及び厚生に関する事業
(6) その他本協会の目的達成上必要と認められる事業

第３章　会　　員

（法人の構成員）
第 5 条　この協会は、北海道内に主たる事務所を有する信用金庫であって、次の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第 6 条　この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条　会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎事業年度、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第 9 条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき

（2）この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

2　前項の決議を行う場合において、この協会は、当該会員に対し、総会の 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3　第 1 項により除名が決議されたときは、会員及び除名された会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格の喪失）

第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき

（2）当該会員が解散したとき

（3）総会員が同意したとき

（会員の資格の喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条　会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

２　この協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第４章　総　　会

（総会の構成）
第12条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（総会の権限）
第13条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　会員の除名
(2)　理事及び監事の選任又は解任
(3)　理事及び監事の報酬等の額
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　解散及び残余財産の処分
(7)　事業計画書及び収支予算書の承認
(8)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（総会の開催）
第14条　総会は、毎年度６月及び３月に通常総会として開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
２　毎年度６月に開催する通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（総会の招集）
第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（総会の議長）
第16条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（総会の決議）

第 17 条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（1）会員の除名

（2）監事の解任

（3）定款の変更

（4）解散

（5）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（総会の議決権）

第 18 条　各会員の総会における議決権は1個とする。

（総会の議決権の代理行使）

第 19 条　会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

（総会の議事録）

第 20 条　総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2　前項の議事録には、議長及び総会に出席した会員の中から選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

第5章　役　　員

（役員の種類及び定数）

第 21 条　この協会に、次の役員を置く。

（1）理事6名以上10名以内

（2）監事3名以内

2　理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3　前項の会長、副会長、及び専務理事を法人法上の代表理事とする。

（役員の選任等）
第 22 条　理事及び監事は、会員又は学識経験のある者の中から総会の決議により選任する。
2　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
4　専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの協会の業務を執行し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（監事の職務及び権限）
第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 25 条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 26 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第 27 条　理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 6 章　理 事 会

（理事会の構成）

第 28 条　この協会に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第 29 条　理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、及び専務理事の選定及び解職

(4) その他法令またはこの定款で定められた事項

（理事会の招集）

第 30 条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、第 23 条第 3 項の規定により理事会であらかじめ定めた順位に基づき副会長が招集する。

（理事会の議長）

第 31 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（理事会の決議）

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議等の省略）

第 33 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

（理事会の議事録）

第 34 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2　前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印するものとする。

第 7 章　財産及び会計

（事業年度）

第 35 条　この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条　この協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条　この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類は、定時総会に提出し、前項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の処分）

第 38 条　この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　　散）
第 40 条　この協会は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

（残余財産の処分方法）
第 41 条　この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章　公　　告

（公告の方法）
第 42 条　この協会の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　補　　則

第 43 条　この定款に定めるもののほか、この協会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2　この協会の最初の会長は北村信人、副会長は杉山信治、専務理事は田端正博とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人北海道信用金庫協会役員名簿

平成３０年６月２８日

会　　長	(非常勤)	増田雅俊	稚内信用金庫	理事長
副会長	(非常勤)	吉本淳一	北海道信用金庫	会長
同	(非常勤)	遠藤修一	大地みらい信用金庫	理事長
専務理事	(常　勤)	伊藤修治		
理　　事	(非常勤)	石田芳人	苫小牧信用金庫	会長
同	(非常勤)	原田直彦	旭川信用金庫	理事長
同	(非常勤)	髙橋常夫	帯広信用金庫	理事長
監　　事	(非常勤)	藤谷直久	道南うみ街信用金庫	理事長
同(員外)	(非常勤)	佐藤昭二	北海道信用金庫健康保険組合	常務理事
同(員外)	(非常勤)	曽我部　望	信金中央金庫北海道支店	支店長

北海道信用金庫協会会員名簿

金庫名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区南2条西3丁目15番地1	011-241-2122
室蘭	室蘭市東町2丁目24番13号	0143-44-3543
空知	岩見沢市3条西6丁目2番地1	0126-22-1150
苫小牧	苫小牧市表町3丁目1番6号	0144-34-2171
北門	滝川市本町1丁目2番5号	0125-22-1111
伊達	伊達市梅本町39番地30	0142-23-3536
北空知	深川市4条8番16号	0164-22-1212
日高	浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	0146-22-4112
渡島	茅部郡森町字御幸町115	01374-2-2024
道南うみ街	桧山郡江差町字本町132	0139-52-1030
旭川	旭川市4条通8丁目	0166-26-1161
稚内	稚内市中央3丁目9－6	0162-23-5131
留萌	留萌市花園町2丁目1番8号	0164-42-1250
北星	名寄市西2条南5丁目5番地	01654-2-1111
帯広	帯広市西3条南7丁目2番地	0155-24-3171
釧路	釧路市北大通8丁目2番地	0154-23-0111
大地みらい	根室市梅ヶ枝町3丁目15番地	0153-24-4101
北見	北見市大通東1丁目2番地1	0157-24-7531
網走	網走市南5条東1丁目4番地1	0152-44-5171
遠軽	紋別郡遠軽町大通南1丁目1番地の15	0158-42-2141

北海道信用金庫協会とシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

この協定は、北海道信用金庫協会とシーニックバイウェイ北海道、双方の持つ資源を有効活用した連携活動による『競争力のある美しく個性的な北海道』の実現を目的としています。

北海道信用金庫協会

●金融機関としてのビジネス視点での活動支援
●北海道全域に広がる信用金庫の地域に根ざしたビジネスネットワーク

シーニックバイウェイ北海道

●景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活用した取組
●地域の住民、ＮＰＯ、企業、行政等多様な主体が一体となった体制
●全国的なネットワーク（日本風景街道）
●官民による協議会及び学識者により組織されるルート審査委員会

連携･協働による資源の有効活用

【連携協定の項目】
●シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
●シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
●シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組

競争力のある美しく個性的な北海道

北海道信用金庫協会とシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

シーニックバイウェイ支援センター・宗谷シーニックバイウェイとの連携（これまでの実績）（稚内信用金庫）

※SBW支援センターが事業共催およびルートコーディネーターが連携した取り組み実績を掲載

2018年　「TEPPEN-RIDE2018」への協賛（サイクルツーリズム）

主催：天塩川シーニックバイウェイ、宗谷シーニックバイウェイ　協賛：シーニックバイウェイ支援センター

2015年　「スイス視察（スイス・モビリティとDMO調査研究）「スイスの観光に学ぶシンポジウム」への職員派遣等の支援

スイス視察
（SBW支援センター:視察コーディネート）

スイスの観光に学ぶシンポジウム
（SBW支援センター共催）

■そのほかの連携実績

2018年　TEPPEN-RIDE 2018への協賛（道北サイクルツーリズム）

2017年　サイクルツーリズム事業検討会への職員派遣

2016年：宗谷シーニックバイウェイ10周年記念講演会への支援

2014年：宗谷SBWしゃべり場への支店長派遣

2012年：映画「北のカナリアたち」のロケ地の観光資源プロジェクトへの委員派遣

2010年：宗谷フットパス整備事業への職員派遣

2008年：ビジット宗谷シンポジウムへの運営支援と職員派遣

2006年：環境フォーラムへの支援
2005年：アメリカ本土シーニックバイウェイルート視察への役員派遣

様式１「シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する提案シート」

提案民間団体・企業等	＜住　　所＞ 札幌市北区北７条西２丁目20番地東京建物札幌ビル６階 ＜名　　称＞ 北海道地区「道の駅」連絡会 ＜代表者氏名＞ 会長　德永　哲雄		
連絡責任者	（役　職）事務局長 （氏　名）並松　由克		
責任者所在地	札幌市北区北７条西２丁目20番地　東京建物札幌ビル６階		
電話番号	011-736-8577	ＦＡＸ番号	011-736-8578
E-mail アドレス	eki@rmec.or.jp		

提案の種類① （複数選択可）	☐　①シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
	☑　②シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
	☐　③シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
	☑　④その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組
提案の種類② （複数選択可）	☐　①美しい景観づくり
	☐　②活力ある地域づくり
	☑　③魅力ある観光空間づくり
事業実施希望時期	平成３０年１１月５日
推薦団体等名	一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター
提案内容	１．道の駅スタンプラリーによるシーニックバイウェイ北海道の広報 　北海道地区「道の駅」連絡会発行による「道の駅スタンプラリー」へのシーニックバイウェイ北海道情報の掲載による、広域的な情報発信を行う。 ２．シーニックバイウェイ北海道に関する活動への支援 　シーニックバイウェイ各ルートで行われる活動への道の駅職員の参加や、シーニックマルシェやその他の活動の会場として、道の駅施設内スペースの提供等による支援を行う。また、シーニックバイウェイ北海道と連携した情報発信を行う。

※提出にあたっては、別紙の記載方法を参照してください。

様式２「ルート運営代表者会議または指定された支援組織からの推薦状及び事業連携等の実績」

提案民間団体・企業等	＜住　　所＞ 札幌市北区北７条西２丁目 20 番地東京建物札幌ビル６階 ＜名　　称＞ 北海道地区「道の駅」連絡会 ＜代表者氏名＞ 会長　德永　哲雄		
連絡責任者	（役　職）事務局長 （氏　名）並松　由克		
責任者所在地	札幌市北区北７条西２丁目 20 番地　東京建物札幌ビル６階		
電話番号	011-736-8577	ＦＡＸ番号	011-736-8578
E-mail アドレス	eki@rmec.or.jp		

推薦団体等	＜名　　称＞ 一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター ＜代表者氏名＞ 理事　原　文宏

事業連携等の実績

連携期間	2009 年～
連携内容	(2009～)（一社）シーニックバイウェイ支援センター発行「シーニックドライブマップ」に北海道地区「道の駅」連絡会監修の元、全道の道の駅情報を掲載 ・全道の道の駅の販売所にてシーニックドライブマップを販売 (2015～)「道の駅スタンプラリー」と「シーニックドライブマップ」双方の媒体での連携広報 ・「道の駅スタンプラリー」にてシーニックバイウェイ北海道のエリアを記載、PR ページを４ページ設置 ・「道の駅スタンプラリー」のプレゼントにて「シーニック賞」を設置し、「シーニックドライブマップ」にて「シーニック賞」の応募券を付属し、双方の広報と販売を促進

上記、「提案民間団体・企業」については、これまで我々「推薦団体」との連携事業等を通じて、地域の活性化等に寄与してきました。よって、シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に資する団体として推薦いたします。

代表者名　一般社団法人　シーニックバイウェイ支援センター
代表理事　原　文宏　印

北海道地区「道の駅」連絡会　組織概要

Scenic Byway HOKKAIDO

■北海道地区「道の駅」連絡会　組織構成

北海道内の「道の駅」登録者（正会員）、
「道の駅」に関わる道路管理者（特別会員）、
一般財団法人北海道道路管理技術センター（事務局）

■主体で取り組んでいる事業

道の駅スタンプラリーの運営

北海道「道の駅」スタンプラリー2018

北の道の駅ホームページの運営

北の道の駅ホームページ

道の駅に関する広報
道の駅に関する問い合わせ窓口
道の駅に関する講習会等の開催
総会の開催（年1回）　　　・・・等

北海道地区「道の駅」連絡会　組織概要

Scenic Byway HOKKAIDO

■全国「道の駅」連絡会について

全国のブロック「道の駅」連絡会から構成される組織で、「道の駅」に関する情報交換、「道の駅」相互の連携などにより、**「道の駅」の質の確保や向上**を図り、もって**各地域の地域振興及び利用者サービスの向上に寄与**することを目的としています。

ブロック「道の駅」連絡会は、それぞれ管轄する道の駅の、**相互の情報共有**や、**連絡調整**を行い、**講習会やセミナー、またはイベントなどの企画・運営**を通じて、**「道の駅」をより良いものにしていくための活動**をしています。

■全国「道の駅」連絡会組織図

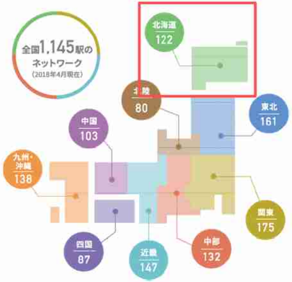

(全国「道の駅」連絡会ＨＰより)

北海道地区「道の駅」連絡会とシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

この協定は、北海道地区「道の駅」連絡会とシーニックバイウェイ北海道、双方の持つ資源を有効活用した連携活動による『競争力のある美しく個性的な北海道』の実現を目的としています。

北海道地区「道の駅」連絡会

- 全道に位置している道の駅施設
- 全国的なネットワーク（全国「道の駅」連絡会）

シーニックバイウェイ北海道

- 景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活用した取組
- 地域の住民、ＮＰＯ、企業、行政等多様な主体が一体となった体制
- 全国的なネットワーク（日本風景街道）
- 官民による協議会及び学識者により組織されるルート審査委員会

連携･協働による資源の有効活用

【連携協定の項目】
- シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
- その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組

競争力のある美しく個性的な北海道

北海道地区「道の駅」連絡会とシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

シーニックバイウェイ支援センターとの連携（これまでの実績）

■2009年より支援センター発行「シーニックドライブマップ」に北海道地区「道の駅」連絡会監修の元、全道の道の駅情報を掲載。
　全道の道の駅の販売所にてシーニックドライブマップを販売。
■2015年より「道の駅スタンプラリー」と「シーニックドライブマップ」双方の媒体で連携。
「道の駅スタンプラリー」のプレゼントに『シーニック賞』を設け、「シーニックドライブマップ」にシーニック賞応募券をつけ、販売促進。

▲シーニックドライブマップ2018
（シーニックバイウェイ支援センター発行）

▲シーニックドライブマップ2018　地図面

▲スタンプラリー帳にシーニック紹介ページを掲載

シーニックルートとの連携（これまでの実績）

▲釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ
　× 道の駅「摩周温泉」
　てしかが情報掲示板による情報提供

▲大雪・富良野ルート × ルート内道の駅
　地域イベント情報の発信

▲東オホーツクシーニックバイウェイ
　× ルート内道の駅
　道の駅施設内でのシーニックマルシェの開催

▲支笏洞爺ニセコルート × 道の駅「中山峠」
　シーニックバイウェイプラザの設置による情報発信

▲十勝平野・山麓ルート、南十勝夢街道
　× 道の駅「忠類」等
　フォトコンテスト作品の展示

▲函館・大沼・噴火湾ルート、
　どうなん・追分シーニックバイウェイルート
　× 道の駅「縄文ロマン 南かやべ」等
　シーニックdeナイト2018の開催

様式１「シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する提案シート」

提案民間団体・企業等	＜住　　　所＞ 斜里郡斜里町ウトロ東 172 ＜名　　　称＞ 株式会社 知床グランドホテル ＜代表者氏名＞ 代表取締役社長 桑島 大介		
連絡責任者	（役　職）マーティング部 部長 （氏　名）板倉 真		
責任者所在地	斜里郡斜里町ウトロ東 172		
電話番号	0152-24-2021	ＦＡＸ番号	0152-24-2839
E-mail アドレス	itakura@shiretoko.co.jp		

提案の種類① （複数選択可）	□　①シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
	☑　②シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
	□　③シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
	□　④その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組
提案の種類② （複数選択可）	☑　①美しい景観づくり
	□　②活力ある地域づくり
	☑　③魅力ある観光空間づくり
事業実施希望時期	平成３０年１１月５日
推薦団体等名	東オホーツクシーニックバイウェイ連携会議
提案内容	１．シーニックバイウェイ北海道の広報活動 当社が中心となる知床北こぶしグループで運営する宿泊施設、 3 施設の宿泊者（年間約 18 万人）への広報活動。 ・ 館内でのパンフレット設置 ・ 施設内でのシーニックガイウェイ関連・啓蒙動画等の上映 ２．国道沿線の景観活動 国道 334 号線に沿いに立地する「北こぶし知床 ホテル＆リゾート」。 国道に面した駐車場の一部を 2018 年 7 月に道路景観づくり、 観光地の魅力向上をも目的とした植栽を施した外構工事を実施。

※提出にあたっては、別紙の記載方法を参照してください。

様式２「ルート運営代表者会議または指定された支援組織からの推薦状及び事業連携等の実績」

提案民間団体・企業等	＜住　　　所＞ 斜里郡斜里町ウトロ東 172 ＜名　　　称＞ 株式会社 知床グランドホテル ＜代表者氏名＞ 代表取締役社長 桑島 大介		
連絡責任者	（役　職） マーケティング部 部長 （氏　名） 板倉 真		
責任者所在地	斜里郡斜里町ウトロ東 172		
電話番号	0152-24-2021	ＦＡＸ番号	0152-24-2839
E-mail アドレス	itakura@shiretoko.co.jp		

推薦団体等	＜名　　　称＞ 東オホーツクシーニックバイウェイ連携会議 ＜代表者氏名＞ 代表 桜井 あけみ

事業連携等の実績

連携期間	平成 19（2007）年～
連携内容	冬期流氷景観づくりを目的に、地域団体・網走開発建設部を中心に実施されている国道 334 号線の「雪かきボランティア」に初回（2007 年）より毎年参加。 同年から実施の夏季の道路景観づくりの花植えボランティアにも毎年参加。 東オホーツクシーニックバイウェイ・シーニックデッキ登録されているウトロ市街地内「ポケットパーク」の維持管理活動に参加。

上記、「提案民間団体・企業」については、これまで我々「推薦団体」との連携事業等を通じて、地域の活性化等に寄与してきました。よって、シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に資する団体として推薦いたします。

代表者名　桜井　あけみ 印

体で感じる世界遺産。

SHIRETOKO!

知床 北こぶしグループ
SHIRETOKO KITAKOBUSHI GROUP

会社概要

■ 知床 北こぶしグループ

商　号　株式会社 知床グランドホテル
株式会社 知床プリンスホテル

所在地　北海道斜里郡斜里町ウトロ東172

資本金　10,000万円

役　員　代表取締役会長 桑島 繁行
代表取締役社長 桑島 大介
専務取締役　　桑島 敏彦

事業内容
・旅館業 斜里町内に3施設運営
北こぶし知床 ホテル＆リゾート
ＫＩＫＩ知床ナチュラルリゾート
知床夕陽のあたる家ONSEN HOSTEL
・旅行業
体験型アクティビティなどの手配、
および運営

■ 沿革

1960年	6月	5室の桑島旅館として開業
1962年	12月	(有)桑島旅館設立
1968年	7月	(有)観光ホテル桑島に商号変更 37室に改装
1977年	5月	(有)知床グランドホテルに商号変更 78室に改装
1988年	11月	(株)知床グランドホテルに商号変更 160室に改装
1996年	2月	新館（現・西館）オープン 198室に改装
2005年	5月	知床初の露天風呂付き客室オープン 184室に改装
2008年	2月	知床夕陽のあたる家を合併
2013年	6月	(株)知床プリンスホテルを子会社化
2018年	4月	3施設をリブランド 北こぶし知床ホテル＆リゾート (181室) KIKI知床ナチュラルリゾート (176室) 知床夕陽のあたる家ONSEN HOSTEL (24室)

知床北こぶしグループ　組織概要図 （2018年10月現在）

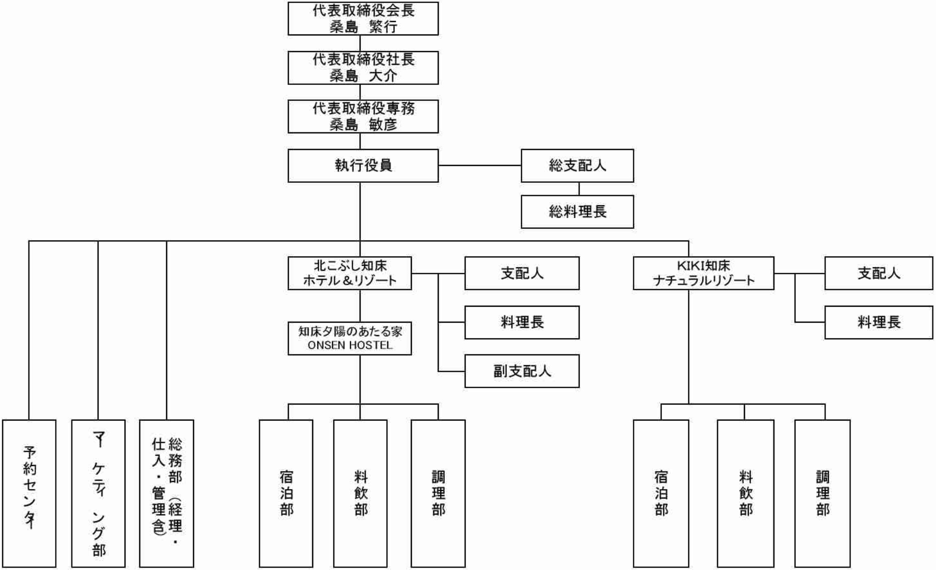

MESSAGE FROM THE PRESIDENT

社長挨拶

約100年前。桑島家は香川県から知床へ入植し広大な原生林を開拓しました。その農家に生を受けた祖父が57年前に桑島旅館を開業したことで、旅館業を生業とする私どもの現在に繋がっています。
祖父から父へと引き継がれ私で3代目となりました。運営ホテルは1館から3館に増え、より一層の責任と歴史を守る立場になったと身の引き締まる思いでおります。
歴史の継続とともに、この知床を「温泉地」から「リゾート地」への変革が必要と考えており、私ども「知床北こぶしグループ」は、今後滞在型リゾートへ対応できる施設造りを目指して参ります。
そのためには、当グループの新たなブランディングを推し進め、「世界自然遺産」を有する知床の大自然と結びつけることで、国内・海外でのセールスをより拡大したいと考えています。
そして、これまで通り「現場第一主義」で積極的に現場の意見を取り入れ、職員一丸となり当グループの発展に寄与して参ります。
日頃からご厚情を頂いております皆様方には、引き続き御指導、御鞭撻を頂ければ幸いでございます。
今後とも、何卒宜しくお願い申し上げます。

知床北こぶしグループ
(株)知床グランドホテル (株)知床プリンスホテル
代表取締役社長　桑島 大介

37

COMPANY PHILOSOPHY
会社理念

ビジョン

知床から、世界に誇る北のリゾートへ。

ミッション

「訪れてよし、働いてよし」観光産業を真の幸せ産業にする。

求める行動指針

●安心安全
心から安らぎを感じてもらう空間を提供するため、
お客様にとっても従業員にとっても安心と安全を優先すること。

●礼儀正しさ
客人を我が家に迎えるように、身だしなみを整え、丁寧な挨拶や言葉遣いとともに心をこめた笑顔で、
お客様はもちろんスタッフ同士も接すること。

●楽しく面白く
私たちの日常（仕事）はお客様にとっては非日常で新鮮な一日である。
私たちにとってもお客様にとっても、どうすればより楽しく、面白くなるかを個性を活かして考え
動き続けること。

●効率的
効率の追求だけにとらわれず、すべてはお客様の満足に繋がるよう、安心安全、礼儀正しさ、
楽しく面白く動きながら、常に進化すべく考え続けてチームワークで効率化していくこと。

IT HOLDS
知床の成り立ち

1960 昭和35年
“知床旅情”
創 業

1970 昭和45年
“知床旅情”リバイバル
48万人

2005 平成17年
世界遺産登録
173 万人

2016 平成28年
訪日外国人
2,403 万人

2030 平成42年
訪日外国人
6,000万人へ

開拓時代

昭和35年
桑島旅館 創業
5 室

温泉地時代

昭和52年
知床グランドホテル
に改名
78 室

世界遺産登録時代

平成8年
知床グランドホテル
北こぶしに改名
198 室

平成29年
温泉＋STAY型リゾートへの
変 貌

*来訪 斜里町役場サイト「観光客入込数の推移」(各年1月1日～12月31日/日帰り客+宿泊客)より
https://www.town.shari.hokkaido.jp/03admini/50toukei/10bunyabetsu/kankou.html

THAT AIM

私たちが考える知床の目指すこと

急速に都市化する現代人が野性を取り戻すことができる場所であり、人間と自然が共生できることを証明する地。非日常的で体感性の高い景勝と体験の場を確保しSTAY型で良質な旅を提案する。

↓

今後の方向性・ブランド戦略

アジアにある
北の世界遺産
Nature Resort

HOTEL CONCEPT

ホテルコンセプト

海 Ocean

知床グランドホテル 北こぶし

⇄

森 Forest

知床プリンスホテル 風なみ季

海と森の命のサイクルによる豊かな恵み
知床を体現するホテル

NAMING & LOGO
ホテル名・ロゴ

知床グランドホテル北こぶし ホテル名・ロゴ
2018年4月１日改定

KITAKOBUSHI SHIRETOKO
Hotel & Resort

北こぶし 知床
ホテル &リゾート

長年親しまれた「辛夷の花」から、

過去にもモチーフとした「ヒグマ」の堂々たる佇まいのシンボルへ変更。

ホテル名には「北こぶし」を継承し、

伝統との調和と新しさを発信。

NAMING & LOGO
ホテル名・ロゴ

知床プリンスホテル風なみ季 ホテル名・ロゴ
2018年4月１日改定

KIKI SHIRETOKO
NATURAL RESORT

キキ知床
ナチュラルリゾート

ホテルコンセプトの「森（木）」をモチーフに
「カジュアル」・「楽しさ」を表現した名称。
前庭の木々が、いずれシマフクロウも
住まう森へと育つことを願い表現したシンボルマーク。

BRAND & CUSTOMER SEGMENTATION

ブランディング

価 格 | **ブランドコンセプト・デザインコンセプト** | **ターゲット**

18,000円~

KITAKOBUSHI SHIRETOKO

規模・グレード共に
知床の拠点となるグランドリゾート
立地：港の横
強み：足湯テラス、オーシャンビューの温泉・露天風呂客室
コラボレーションアーティスト：ひびのこづえ
評価：トリップアドバイザー4.5星、JTB88点、じゃらんnet4.6点（2017年6月）

30代～カップル
アッパーミドル層

14,000円~

KIKI　SHIRETOKO

緑溢れるナチュラルリゾート、カジュアルで飾らない雰囲気。
立地：丘の上
強み：ボーネルンド監修の「あそびの森」、シアターラウンジ
コラボレーションアーティスト：TUPERATUPERA
評価：トリップアドバイザー 4.0星、JTB 84点、じゃらんnet 4.4点（2017年6月現在）

若年層カップル
若年層ファミリー

7,000円~

夕陽のあたる家

絶景の素泊まり宿、トップシーズンでも低価格層に対応できるゲストハウス的な位置づけ
立地：崖の上　強み：全室オーシャンビュー・夕陽
評価：トリップアドバイザー 3.5星（2017年6月現在）

夏のひとり旅
アウトドア好きな
バックパッカー

株式会社 知床グランドホテルとシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

この協定は、株式会社 知床グランドホテルとシーニックバイウェイ北海道、双方の持つ資源を有効活用した連携活動による『競争力のある美しく個性的な北海道』の実現を目的としています。

KITAKOBUSHI SHIRETOKO 株式会社 知床グランドホテル

- 知床北こぶしグループで運営する宿泊施設ネットワーク
- 地域情報の発信

連携･協働による資源の有効活用

シーニックバイウェイ北海道

- 景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活用した取組
- 地域の住民、ＮＰＯ、企業、行政等多様な主体が一体となった体制
- 全国的なネットワーク（日本風景街道）
- 官民による協議会及び学識者により組織されるルート審査委員会

【連携協定の項目】
- シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組

競争力のある美しく個性的な北海道

株式会社 知床グランドホテルとシーニックバイウェイ北海道との包括連携協定

○株式会社 知床グランドホテルは、冬季流氷景観づくりを目的に行われている国道334号線沿いの雪かきボランティアや夏季道路景観作りのための花植えボランティアに毎年参加し、１年を通じて地域の活性化に寄与しています。また、東オホーツクシーニックバイウェイ・シーニックデッキに登録されているウトロ市街地内「ウトロポケットパーク」においては、地域住民や観光客にとっての交流ポイントを維持するための活動を行う等、地域のために精力的な活動を行っている。

【国道334号ガードレールの雪かきボランティア】

美しい景観を保持するため、ビューポイントである
オシンコシン・幌別地区の雪かき（2007年より毎年実施）

雪かき作業の様子

雪かき作業によって見渡しが良くなった
オシンコシンの美しい景観

【ウトロポケットパークの維持管理活動】

コミュニケーションスペースである「ポケットパーク」の維持管理活動を実施

維持管理活動の実施状況

活動を行っている方々の集合写真

【国道沿い花壇の花植えボランティア】

自治会の皆さんや企業ボランティアの方々とともに
数種類の花苗を移植（2007年より毎年実施）

花苗を植えている様子

資料５－３

平成３０年１１月５日
シーニックバイウェイ北海道推進協議会

民間企業等との包括連携協定締結について（案）

シーニックバイウェイ北海道推進の基本方針に基づき、シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する提案を募集したところ、下記２社より提案書を受領した。
提案民間団体・企業及び提案内容について、ルート運営代表者会議又は指定された支援組織の推薦及びルート審査委員会の推奨を受けたことから、ここに包括連携協定を締結するものである。

【提案民間団体・企業名】：**一般社団法人　北海道信用金庫協会**

提 案 内 容：①シーニックバイウェイ北海道に関わる活動、シンポジウム等への参加
②シーニックバイウェイ北海道各ルートと連携した情報発信活動
③シーニックバイウェイ北海道に関わる活動計画支援

【提案民間団体・企業名】：**北海道地区「道の駅」連絡会**

提 案 内 容：①道の駅スタンプラリーによるシーニックバイウェイ北海道の広報
②シーニックバイウェイ北海道に関する活動への支援（職員参加、道の駅施設内スペースの提供、施設内での情報発信）

【提案民間団体・企業名】：**株式会社知床グランドホテル**

提 案 内 容：①施設利用者へのシーニックバイウェイ北海道の広報活動
②国道沿線の景観活動